

平成 19 年 8 月 8 日

内閣府大臣官房新公益法人行政準備室 御中

社団法人 信 託 協 会

「公益認定等に関する政令案・内閣府令案」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1.(要望)公益法人認定法第5条第11号、同法施行令案要綱第五関連

公益法人認定法第5条第11号には「他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）」と規定しているが、今回の公益法人認定法施行規則案では「準ずるものとして政令で定めるもの」について規定されておらず、公益法人認定法第5条は、公益認定を申請する法人と「他の同一の団体」との関係を問わず、一律に「他の同一の団体の～理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること」としており、当該法人の理事の兼職を制限する内容となっている。

現行の規定では、例えば公益認定を申請する法人の理事が、ある大学のOB会の役員であるようなケースであっても、その数が理事の総数の三分の一を超える場合には、一律に公益認定を受けることができない。かかるような不適切な結果が生じないよう政令・内閣府令等で必要な措置を講じていただきたい。

2.(確認・要望)公益法人認定法第5条第15号、同法施行令案要綱第七、同法施行規則案第4条第5号関連

(1)(確認)公益法人認定法施行規則案第4条5号は信託を通じて「他の団体」すなわち株式会社などの意思決定へ関与できる場合を規定しているのか。

例えば、合同運用の金銭の信託において、ある受益者が中心となって、他社の議決権のある株式の過半数を購入するケースが該当するのか。

(2)(確認)公益法人認定法施行規則案第4条5号は信託についての意思決定へ関与できる場合を規定しているのか。

(3)(確認)信託受益権は、株式の議決権とは法的性格を異にする。信託の変更は、信託行為に別段の定めがあるときを除いて、委託者、受託者及び受益者の合意がなければ意思決定を行うことができない（新信託法第149条第1項、第4項）（ ）。

委託者又は受益者である法人が、公益法人認定法政令案要綱第七の「財務及び営業又は事業の方針の決定」について、当該法人だけでは意思決定を行うことができない場合、例えば、当該委託者又は受益者以外の者（特定の受益者や委託者、債権者等）の合意を必要とする場合には、政令案要綱第七（法第5条第15号但書）に該当すると考えられるが、この理解でよいか。

受益者集会は受益者の意思決定機関であり、信託についての意思決定機関ではない（新信託法第105条参照）。

(4)(要望)現状の公益法人認定法施行規則案第4条第5号の規定振りでは、公益法人は信託受益権をもつことができないという誤認を与える虞がある。公益法人の信託の活用機会を狭めることのなきよう十分配慮いただきたい。

3.(要望)公益法人認定法第5条第17号、同法施行令案要綱第八関連

公益目的取得財産残額等の帰属先として、公益信託を公益法人認定法施行令案要綱第八 二に加えていただきたい。

4.(要望)公益法人認定法第7条第2項第6号、同法施行規則案第5条第3項第2号関連

「法第7条第2項第6号の内閣府令で定める書類」について、公益法人認定法施行規則案第5条第3項第2号は、「申請法人の理事等の氏名、生年月日、本籍及び住所を記載した書面」を規定しているが、公益認定の申請にあたって、理事の生年月日及び本籍の記載の必要性はないものと思料する。よって削除いただきたい。

なお、民法第46条第1項第8号は法人設立登記に登記すべき事項として理事の氏名及び住所を定めているが、生年月日、本籍の登記は求めている。また、「内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」第2条の設立許可の申請書類として「理事及び監事となるべき者の履歴書及び就任承諾書」を求めているが、生年月日、本籍について記載した書面の提出は求めている。

5.(要望)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第103条第2項第3号、同法施行規則案第11条第3項第2号

上記4と同様の理由から「整備法第103条第2項第3号の内閣府令で定める書類」についても生年月日、本籍の記載を削除いただきたい。

以上